

特定相談支援事業・障害児相談支援事業に係る定款表記について

『特定相談支援事業』『障害児相談支援事業』を開始する法人におきましては、定款および登記簿謄本（登記事項全部証明）に、該当事業についての記載が必要になります。

（記載例）

『特定相談支援事業』・・・(例)「障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業」

- * 社会福祉法人の場合・・・(例)「特定相談支援事業の経営」
- * 医療法人の場合　・・・(例)「障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業（事業所名・住所）」

『障害児相談支援事業』・・・(例)「児童福祉法に基づく障害児相談支援事業」

- * 社会福祉法人の場合・・・(例)「障害児相談支援事業の経営」
- * 医療法人の場合　・・・(例)「児童福祉法に基づく障害児相談支援事業（事業所名・住所）」

(担当) 練馬区 福祉部 障害者サービス調整担当課

事業者支援係 電話：5984-2825